

令和 7・8 年度 環境省発注工事に係る競争参加資格（建設工事）の再認定について

- 環境省では、公共工事の適正な施工を確保するため、競争参加資格審査制度により、入札参加を希望する者の経営状況や技術力等を評価し、一定の資格を有する事業者に関し入札参加を認めています。
- 今般、令和 8 年 7 月 1 日より、経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、事業者が新たな審査基準に基づく評価を受け、より適切な資格区分で入札に参加することが可能となるよう、希望による競争参加資格の再認定を実施します。

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

なお、建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づいて申請することが必要です。

2. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

令和 7・8 年度一般競争参加資格審査申請書等 | 環境省に掲載の申請書作成要領を参照すること。

※総合評価値通知書については、改正後の審査基準による審査を受けた総合評価値通知書の写しとすること。

3. その他申請に関する留意事項

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

随時申請を行う場合は、最新の総合評価値通知書であれば建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 262 号）による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書を使用することも可能です。

なお、再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

以上